

駒澤大学仏教学会会則

総 則

第一条 本会は、駒澤大学仏教学会と称し、事務所を駒澤大学仏教学部研究室に置く。

目的及び事業

第二条 本会は、仏教の研究を通じて会員相互の親睦を図り、仏教学部の発展向上に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、第二条の目的達成のために、次の事業を行なう。

- (1) 研究発表会
 - (2) 会誌の会員への配布
 - (3) セミナール
- その他必要な事業

会 員

第四条 本会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、本学仏教学部専任教員とする。

3 準会員は、仏教学専攻大学院生、仏教

学部生及び短期大学仏教科生とする。

4 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。

第五条 会費を三年度にわたって滞納したときは、会員の資格を失うものとする。

役員及び役員会

第六条 本会を運営するために、役員として、会長一人、副会長二人、委員二人を置き、役員を構成する。

2 会長は、仏教学部長とし、副会長は、学科主任とする。

3 委員は正会員のうちより会長が指名し、総会の承認を得る。

第七条 会長、副会長の任期は、学部長、学科主任の在任期間とする。委員の任期は、一ヶ月（四月一日より翌年三月三十一日）とする。但し再任は妨げない。

第八条 役員は、次の職務を遂行するものとする。

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。

4 委員は、本会の事業の企画運営及び会計に関する事務を行なう。

第九条 役員会は、会長が必要に応じ招集する。

総 会

第十条 総会は、定例総会、臨時総会とし、正会員をもって構成する。

2 定例総会は、本会の最高決定機関とし、年一回年度始めに、会長がこれを招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 委員の承認
 - (2) 監事の選出
 - (3) 事業計画の承認
 - (4) 予算及び決算報告の承認
 - (5) その他必要と認められる事項
- 3 臨時総会は、次のとき会長が招集しなければならぬ。
- (1) 役員が必要と認めるとき
 - (2) 正会員の三分の一以上の要請があつたとき

第十一条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の三分の二をもって決議する。

附 則
本会則は、昭和五十九年十一月十二日より施行する。

会 計

第十二条 本会の会計は、会費、助成金、その他をもってこれにあてる。

附 則
本会則は、平成七年一月二十三日より施行する。

1 会費は、正会員は、年額三千元、準会員及び賛助会員は年額二千元とする。

2 会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。会費は、原則として、会計年度開始より五月末日までに納入しなければならない。

3 本会に監事二人を置く。

第十三条 会則の改廃は、総会において決定する。

附 則

本会則は、昭和四十四年九月十二日より施行する。

附 則

本会則は、昭和五十七年四月十九日より施行する。